
令和6年度第1回
富津市国民健康保険事業運営協議会

令和6年5月23日(木)

市民部国民健康保険課

目 次

協議事項

会長及び副会長の選挙について

..... 1～2

諮問事項

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

..... 3～13

協議事項

会長及び副会長の選挙について

会長及び副会長の選挙について

国民健康保険法施行令 抜粋

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

諮問事項

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

諮問事項 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

1 課税限度額の改正

(1) 課税限度額について

厚生労働省は、保険料に上限額を設定している理由として、「受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響」を挙げている。受ける医療サービスに比べ保険税があまりにも高すぎると保険税を納める意欲が低下するとの考えに基づき、応能原則の適用に一定の限度を設ける必要がある。このため、課税の最高限度額を地方税法等の規定の範囲内において市町村の条例で規定している。

この課税限度額を超える条例規定は、当然違法となるが、昨今の医療費が伸びている中、最高限度額を抑えることは低中所得者層に負担を強いる結果となることから地方税法の規定の趣旨を尊重し、最高限度額を法令に定める額のとおり規定することが望ましいとされている。

(2) 法令上の規定

ア 地方税法

(国民健康保険税)

第 703 条の 4

11 第 5 項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

19 第 14 項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

27 第 22 項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

イ 地方税法施行令

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第 56 条の 88 の 2 法第 703 条の 4 第 11 項に規定する政令で定める金額は、65 万円とする。

2 法第 703 条の 4 第 19 項に規定する政令で定める金額は、24 万円とする。

3 法第 703 条の 4 第 27 項に規定する政令で定める金額は、17 万円とする。

ウ 富津市国民健康保険税条例【現行】※下線が改正箇所

(課税額)

第 2 条

2 前項第 1 号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第 1 項の世帯主及びその

世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(3) 改正内容

課税区分	現行 (令和5年度)	改正案 (令和6年度)	差引
基礎課税額 (医療分)	65万円	65万円	±0万円
後期高齢者支援金等課税額 (後期分)	22万円	<u>24万円</u>	<u>+2万円</u>
介護納付金課税額 (介護分)	17万円	17万円	±0万円
合 計	104万円	<u>106万円</u>	<u>+2万円</u>

(4) 課税限度額に達する目安

	年収	所得
現行	1,101万円	906万円
改正案	<u>1,189万円</u>	<u>988万円</u>

※年収及び所得は、給与収入で単身世帯の場合。

(5) 影響を受ける世帯数(令和5年度賦課ベース参考値)

	現行			改正案		
	全世帯数	超過世帯	割合(%)	全世帯数	超過世帯	割合(%)
医療分	7,126	53	0.74	7,126	53	0.74
後期分	7,126	56	0.79	<u>7,126</u>	<u>35</u>	<u>0.49</u>
介護分	3,048	50	1.64	3,048	50	1.64

※厚生労働省は、賦課限度額超過世帯の割合を、被用者保険並みの1.5%に近づくように段階的に引上げを図っている。被用者保険では、0.5%から1.5%の間になるように法定されている。

	現行	改正案	うち影響額
医療分	632,167	632,167	±0
後期分	215,793	216,690	+890
介護分	80,420	80,420	±0
合計	933,928	934,834	+890

(7) 課税限度額の変遷 単位：万円

5

2 軽減判定所得基準の改正

(1) 低所得者世帯に対する国保税の減額について

低所得者階層に対する保険税の負担軽減を図るため、世帯主及びその世帯に属する被保険者の所得の合算額が一定額以下の場合には、その世帯主に対して賦課する均等割額を、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める額を減額後、賦課することとなっている。

令和6年度は、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を引上げる。

(2) 法令上の規定

ア 地方税法

(国民健康保険税の減額)

第703条の5 市町村は、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した第314条の2第1項に規定する総所得金額（略）及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

イ 地方税法施行令

(国民健康保険税の減額)

第56条の89

2 法第703条の5第1項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

イ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円を超えない世帯 10分の7

ロ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に29万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 10分の5

ハ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に53万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 10分の2

ウ 富津市国民健康保険税条例【現行】※下線が改正箇所

(国民健康保険税の減額)

第 11 条

- (1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、
43 万円(略) を超えない世帯に係る納税義務者
- (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、
43 万円(略) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 29 万円を加算した
金額を超えない世帯に係る納税義務者
- (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、
43 万円(略) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 535,000 円を加算し
た金額を超えない世帯に係る納税義務者

(3) 改正内容

区分	現行	改正案
7 割 軽減	世帯の所得の合計額 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者の数 - 1) 以下	改正なし
5 割 軽減	世帯の所得の合計額 43 万円 + (29 万円 × 加入者及び特定同一 世帯所属者人数) + 10 万円 × (給与所得者 の数 - 1) 以下	世帯の所得の合計額 43 万円 + (295,000 円 × 加入者及び特定同 一世帯所属者人数) + 10 万円 × (給与所得 者の数 - 1) 以下
2 割 軽減	世帯の所得の合計額 43 万円 + (535,000 円 × 加入者及び特定同 一世帯所属者人数) + 10 万円 × (給与所得 者の数 - 1) 以下	世帯の所得の合計額 43 万円 + (545,000 円 × 加入者及び特定同 一世帯所属者人数) + 10 万円 × (給与所得 者の数 - 1) 以下

(4) 改正による影響額（調定額 R 5 年度賦課ベース参考値）（単位：千円）

項目	軽減額		影響額	影響を受ける 世帯
	現行	改正案		
7 割軽減	114,501	114,501	± 0	0 世帯
5 割軽減	47,421	48,342	-921	19 世帯
2 割軽減	16,094	16,383	-289	11 世帯
合 計	178,016	179,226	-1,210	30 世帯

3 施行日

公布の日から施行（改正後の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税につ
いて適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。）

富津市国民健康保険条例（昭和46年富津市条例第49号）新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）	(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2	前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。
3	第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。
4	第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。 (国民健康保険税の減額)
第11条	次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に對して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第
2	前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。
3	第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。
4	第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。 (国民健康保険税の減額)
第11条	次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に對して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第

3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。 以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者の数」という。）が 2 以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について27,300円	3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。 以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者の数」という。）が 2 以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について27,300円
イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について9,100円 ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について9,800円	イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について9,100円 ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について9,800円
(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 29 万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について19,500円	(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 295,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について19,500円
イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について6,500円 ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税	イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について6,500円 ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税

被保険者 1 人について7,000円 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について7,800円 イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について2,600円 ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について2,800円	被保険者 1 人について7,000円 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について7,800円 イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について2,600円 ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について2,800円
2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,850円 イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,750円 ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15,600円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,500円 (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の	2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,850円 イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,750円 ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15,600円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,500円 (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の

被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 1, 950円 イ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 3, 250円 ウ 前項第 3 号イに規定する金額を減額した世帯 5, 200円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6, 500円	被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 1, 950円 イ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 3, 250円 ウ 前項第 3 号イに規定する金額を減額した世帯 5, 200円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6, 500円
3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
---	---